

北海道農業經營基盤強化促進

基本方針

(素 案)

令和 年 (年) 月

北 海 道

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1 北海道農業の現状	1
(1) 特徴	1
(2) 構造	1
ア 農家戸数	1
イ 就業構造	1
ウ 離農農家と新規就農者	1
エ 認定農業者及び認定新規就農者	2
オ 農地所有適格法人	2
カ 耕地面積と農地の流動化等	2
(3) 取り巻く情勢	3
2 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間	3
(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間	4
(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保	4
ア 認定農業者制度の活用	4
イ 農業経営の法人化の推進	4
ウ 集落営農の組織化・法人化の推進	4
エ 新規就農者の育成・確保	4
オ 労働力不足への対応	5
カ 女性農業者が活躍できる環境づくり	5
(5) 農用地の利用集積と集約化	5
(6) 多様な農業経営の育成・確保	5
(7) 営農支援体制の整備	5
(8) 地域別の取組	6
ア 稲作を主体とする地域	6
イ 畑作を主体とする地域	6
ウ 酪農・畜産を主体とする地域	6
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	7
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	8
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	8

第5	農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する事項	9
1	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	9
(1)	利用権設定等促進事業に関する事項	9
(2)	農用地利用改善事業に関する事項	9
(3)	その他の農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
(4)	生産基盤の整備との連携	10
2	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	10
3	青年等の就農促進に関する機関及び団体の相互の連携に関する事項	10
(1)	青年農業者等育成センター	11
(2)	支援体制の整備	11
(3)	関係機関及び団体の役割分担	11
(4)	北海道認定就農者総合融資制度	11
(5)	認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導	11

この北海道農業経営基盤強化促進基本方針は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第1項及び同法施行令（昭和55年政令第219号）第1条の規定に基づき定めたものである。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 北海道農業の現状

(1) 特徴

北海道の本格的な開拓の歴史は、明治2年の開拓使の設置に始まり、以来150年余りが経過した。この間、寒冷で積雪期間が長いなど厳しい気象条件のもと、欧米の近代的な農業技術の導入や泥炭等の特殊土壌の改良等が進み、今日において、本道は生産性の高い農業が展開する我が国有数の食料供給地域となっている。

本道は、東北6県に新潟県を加えた面積より大きく、地形的にも大きな広がりを持ち、気象や土地条件が地域によって異なることから、それぞれの地域ごとに特色のある農業が展開している。

道南地域では、温暖な気候を生かして、野菜や米を中心に、馬鈴しょ、豆類等の畑作物を加えた集約的な農業が営まれており、道央地域では、水資源が豊富で夏季に比較的高温になることから、米や野菜等を主体とする農業が展開している。

また、道東・道北地域では、広大な農地を生かし、EU諸国の水準に匹敵する規模で機械化された畑作や酪農などが展開している。

本道の経営耕地のある農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は、平成31年(2019年)には28.5haと都府県の2.2haに比べ13.1倍の規模となっているほか、1戸当たりの乳用牛飼養頭数は都府県の2.3倍、肉用牛飼養頭数は4.6倍となっている。

また、販売農家において、平成31年(2019年)の基幹的農業従事者に占める65歳未満の割合が、都府県の28.5%を上回る58.7%となっており、さらに、農業所得を主体とする農家(専業農家及び第1種兼業農家)の割合が93.2%と都府県の46.8%に比べ極めて高く、本道では専門的な農家を主体とした土地利用型農業を中心に都府県よりも経営規模が大きい農業を展開している。

(2) 構造

ア 農家戸数

本道の販売農家数は年々減少を続け、平成31年(2019年)は3万5,100戸と、平成27年(2015年)に比べ2,600戸減少(▲6.9%)した。

専業農家兼業農家別では、専業農家は2万2,700戸と、同3,600戸減少(▲13.7%)した一方、第1種兼業農家は、10,000戸と、同2,100戸増加(26.6%)している。

イ 就業構造

農業就業人口は、平成31年(2019年)では8万7,900人と、平成27年(2015年)に比べ7,800人減少(▲8.2%)しており、基幹的農業従事者数では、8万1,900人と、同7,000人減少(▲7.9%)している。基幹的農業従事者の平均年齢は58.1歳であり、平成27年(2015年)に比べ0.6歳上昇している。

ウ 離農農家と新規就農者

離農農家数は、ここ数年、年間600戸台で推移しており、平成30年(2018年)は611戸となっている。

また、毎年、離農農家の保有農地面積は、7,000~8,000ha台であり、平成30年(2018年)は7,972haとなっているが、その8割以上が年内に処分されている。

一方、新規就農者数については、ここ数年は500人台となっており、平成30年

(2018年)は529人となっている。内訳をみると、新規学卒就農者187人、Uターン就農者225人、農外からの新規参入者117人となり、全体に減少傾向となっている。

エ 認定農業者及び認定新規就農者

認定農業者数(農業経営改善計画認定数)は、高齢化の進行や後継者の不在などによる離農、複数戸法人の設立などに伴い、近年減少傾向で推移しており、令和2年(2020年)は28,978経営体と、前年より763経営体の減少(▲2.6%)となっている。

一方、令和2年(2020年)の認定新規就農者数(青年等就農計画認定数)は563経営体で、うち法人と共同申請を除いた18歳以上45歳未満の青年は、345経営体となっている。

オ 農地所有適格法人

農地所有適格法人数は、平成31年(2019年)で3,605法人と、平成27年(2015年)に比べ560法人増加(18.4%)している。組織形態別では、特例有限会社^{※1}が全体の約5割(1,875法人)を占めるが株式会社での形態が増えている。経営形態別では、軽種馬、酪農、肉牛等の畜産経営の法人が全体の約4割強(1,591法人)を占めている。

また、農外企業等が農業に参入して設立した農地所有適格法人数は211法人で、農地所有適格法人数に占める割合は5.9%となっている。これらの関連企業数は259企業であり、業種別でみると建設・運輸業が約3割を占め、営農類型別では畑作への参入が多く、3割を超えている。

※1 平成18年5月1日の会社法施行以前に有限会社であった会社であって、同法施行後もなお経過措置で有限会社の商号の継続使用や従前の規律の維持が認められているもの。

カ 耕地面積と農地の流動化等

本道の耕地面積は、農地転用等によるかい廃面積が草地開発等による耕地の拡張面積を上回って推移していることから減少する傾向にあり、令和元年(2019年)には114万4千haと、平成27年(2015年)と比べ3千ha減少(▲0.3%)している。

また、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地及び採草放牧地の権利移動は、平成29年(2017年)では件数で1万7,909件、面積で10万2,028haとなっている。

このうち、売買と賃貸借による権利移動は、6万9,027haで、平成27年(2015年)に比べ、13,171haの減少(▲16.0%)となっている。売買と賃貸借の比率をみると、賃貸借が売買を上回り、売買が31.7%、賃貸借が68.3%となっている。

耕地面積のうち認定農業者等の担い手(認定農業者(特定農業法人を含む。)、認定新規就農者、市町村農業経営基盤強化促進基本構想の水準到達者及び集落営農経営)に集積された面積は、令和元年度(2019年度)では104万7千haとなり、耕地面積に占める割合は91.5%となっている。

耕作放棄地については、農業従事者の高齢化の進行や後継者の不足等に伴い、生産性の低い農地や作業効率が悪い農地等を中心に、今後、増加する懸念がある。国が実施した荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると平成30年(2018年)の荒廃農地面積は2,377haで、このうち再生利用が可能な荒廃農地は、8

72haとなっている。

(3) 取り巻く情勢

少子高齢化・人口減少が本格化し、農業就業者数や農地面積が減少し続けるなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面する中、農産物の貿易を巡っては、平成30年（2018年）12月にTPP11協定が、平成31年（2019年）2月には日EU・EPAが、令和2年（2020年）1月には日米貿易協定が発効したところ。平成30年（2018年）には農地中間管理事業の推進に関する法律の見直しが行われ、地域の話し合いの活性化や農地中間管理事業の手続きの簡素化等、農地の担い手への集積・集約化を進める体制構築のための改正が行われ、令和元年度（2019年度）から施行されている。

令和2年（2020年）3月に決定された新たな食料・農業・農村基本計画では、産業政策と地域政策を引き続き車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることとされており、施策推進の基本的な視点として農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化、スマート農業の加速化などが掲げられている。

また、持続可能な開発目標（SDGs）*が平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択され、令和12年（2030年）までの国際目標である持続可能な農業生産の推進や女性農業者の活躍がこれまで以上に重要となっている。

※ Sustainable Development Goals の略で、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むこととしている。

2 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

本道農業が持続的に発展していくため、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、経営規模の拡大、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と農業経営の多角化等の6次産業化の取組を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保するとともに、これらの農業経営による農地の有効活用を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、次のとおり、主たる従事者が他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね500万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の就農5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定めるものをおおむね達成することを目標とする。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や農業委員会、JA、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するとともに、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、農地の集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の導入・活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承、雇用による就業機会の確保など経営発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力をいかした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

令和12年度（2030年度）における農業法人数の目標を5,500経営体とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、当面、今後の地域農業を担うこととなる個別経営や法人経営の育成・確保が難しい地域においては、農用地利用改善団体が中心となって、集落の現状と将来についての話し合い活動を重ね、担い手の明確化や農用地の利用集積の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化、及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

出前授業や職業体験など、学校教育の場における農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動を推進し、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図っていく。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における経営の早期安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技

術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の世代交代など、地域の農地や優れた技術の次の世代の担い手への円滑な継承に向けた取組を推進する。

本道の農業生産の維持・拡大を図るため、毎年、670人の新規就農者の育成・確保に努める。

オ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」や、特定技能制度における外国人材の活用など、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業や省力化生産技術等、労働力不足に対応した生産技術を積極的に推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

（５）農用地の利用集積と集約化

「人・農地プラン^{*}」により描かれた地域の将来像を実現に向けて、担い手への農用地の利用の集積・集約化を推進するため、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積と集約化を促進する。

※ 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる事業により作成するプラン（市町村等が、当該事業を実施せずにこれに準じて独自に作成したものを含む。）

（６）多様な農業経営の育成・確保

経営規模の拡大だけではなく、高収益作目の導入やクリーン・有機農業、農産加工や直接販売、ファームインといった農業経営の複合化、多角化等の農業の6次産業化など、自らの創意工夫を生かした、多様な取組を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図る。

（７）営農支援体制の整備

コントラクターや、TMRセンター、酪農ヘルパーなどの営農支援組織や酪農ヘルパー組織等の育成・確保を推進するとともに、共同作業体系の確立、雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な労働力の確保を推進する。

また、酪農ヘルパー利用組合が行う労働環境等の処遇環境改善や人材の確保を促進することで、酪農ヘルパー制度の適切な運営を確保する。

あわせて、豊富な経験や知識を有する高齢者による営農支援を促進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を効果的に支える地域営農支援システムの整備を推進する。

(8) 地域別の取組

ア 稲作を主体とする地域

水稲生産力の維持・確保に向けて、関係機関・団体と一体となって「生産の目安」を設定し、主食用米を中心に加工用米や輸出用米、飼料用米など需要に応じた米づくりに取り組むとともに、直播、高密度播種栽培など低コスト・省力化技術の導入や新品種の開発・普及を推進する。

イ 畑作を主体とする地域

実需者ニーズに対応した計画的かつ安定的な生産による適正な輪作の維持・確立を基本に、緑肥や堆肥などの活用による土づくりや、そばなどの地域の特色を活かした作物の生産を推進する。

小麦については、日本めん用やパン・中華めん用など各用途の需給動向に即した品種の作付けを基本に、加工適性に優れ気候変動や病害に強い多収品種の開発・導入、品種や地域特性などに応じた安定栽培技術の普及を推進する。

豆類については、需給動向に即した作付けを基本に、豆腐や製あんなどの加工適性に優れ気候変動や病害に強い多収品種の開発・導入、農地の排水改善、安定栽培技術の普及、収穫作業の機械化・組織化による省力・低コスト生産を推進する。

てん菜については、輪作体系上重要な基幹作物として作付けの安定化を図るため、低コストで省力的な生産体制の確立や糖量の多い耐病性品種の導入、農地の排水改善、安定栽培技術の普及を推進する。

馬鈴しょについては、実需者ニーズに対応した作付けを基本に、各種用途に適したジャガイモシストセンチュウ抵抗性等の耐病虫性品種の開発・導入を推進するとともに、作付けの安定化を図るため、低コストで省力的な生産体制の確立を推進する。

ウ 酪農・畜産を主体とする地域

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全・安心で良質な生乳の生産を推進するとともに、家畜改良の促進等による乳牛の資質向上とその能力を最大限発揮する飼養管理の徹底による生産性の向上、搾乳ロボットなどの導入による省力化を推進する。

肉用牛については、道内における肥育仕向け率の向上など、和牛の産地としての地位向上を図るとともに、ゲノム育種価評価手法を活用した繁殖雌牛群の更なる改良と種雄牛の造成を推進します。

軽種馬については、軽種馬関係の制度資金の融通をはじめ、施設園芸や肉用牛の導入などの地域の特性を生かした多様な農業経営の展開を支援するなど、場産地の活性化に向けた生産基盤の強化を推進する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標（作業中）

第1の2の（2）に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、道内の先進的な経営事例をもとに、現在開発されている技術によって実現可能な営農類型を例示すると次のとおりである。

【稲作を主体とする地域】

[個別経営体]

- ① 水稲野菜複合
- ② 水稲畑野菜複合
- ③ 水稲畑作複合
- ④ 水稲肉用牛複合（黒毛繁殖）
- ⑤ 野菜専業（Ⅰ）
- ⑥ 野菜専業（Ⅱ）
- ⑦ 果樹専業Ⅰ
- ⑧ 果樹専業Ⅱ
- ⑨ 花き専業
- ⑩ 水稲有機、野菜複合経営
- ⑪ 水稲専業飼料米栽培

[組織経営体]

- ⑫ 大規模稲作複合

【畑作を主体とする地域】

[個別経営体]

- ⑬ 畑作野菜複合（Ⅰ）
- ⑭ 畑作野菜複合（Ⅱ）
- ⑮ 畑作野菜複合（Ⅲ）
- ⑯ 大規模畑作専業（Ⅰ）

[組織経営体]

- ⑰ 大規模畑作専業（Ⅱ）
- ⑱ 畑作野菜肉用牛複合

【酪農・畜産を主体とする地域】

[個別経営体]

- ⑲ 酪農専業（Ⅰ）
- ⑳ 酪農専業（Ⅱ）
- ㉑ 酪農専業（Ⅲ）
- ㉒ 肉用牛専業（乳雄一貫）
- ㉓ 肉用牛専業（黒毛一貫）

[組織経営体]

- ㉔ 酪農専業

【現行の営農類型の記載内容（例）】

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と経営管理の方法	農業従事の態様等
① 水稲野菜複合	<作付面積等> ・水稲 14.0ha ・オストマト 0.5ha 経営面積計14.5ha (うち圃 2.8 ha)	<機械施設設備> ・乗用型トラクター(37kw) 1台 ・農用トラック(2t) 1台 ・育苗ハウス(水稲用) 7棟 ・トマトハウス(6×50m) 15棟 ・コーントラクター(59kw) ・乗用田植機(8条) } 共同利用 ・自脱型コンバイン ・稲刈り集積機 <その他> ・高品質・良食味米の安定生産 ・無人ヘリコプターによる防除を作業委託 ・米乾燥調製施設の利用 ・トマトは、促成栽培に比べ暖房コストが削減される半促成作型 長期取り(6～10月出荷)で高収量を確保し労働の季節偏差を縮小	・施設野菜を組み合わせた複合経営 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握と分析・市場動向的に対応した計画的生産・販売 ・ライスミカル、野菜共選施設を利用し作業の効率化	<労働> ・家族 3人 5,600時間 ・雇用 1,310時間 (主たる従事者 2,000時間1人) <経営収支> ・農業粗収益 3,600万円 ・農業経営費 2,450万円 ・農業所得 1,150万円 (主たる従事者: 410万円/人)

作業中

注) 1 「第1に示した目標」である、主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間（目標年間労働時間）1,700～2,000時間」で、「他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（目標年間農業所得）おおむね500万円（400万

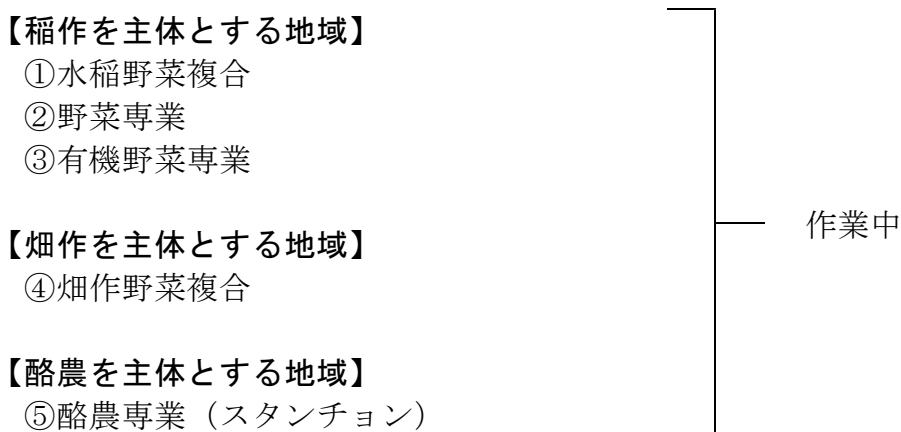
円)以上」を達成しうる経営類型を例示した。

- 2 営農類型のうち、「果樹専業」は「北海道果樹農業振興計画」、「花き専業」は、「北海道花き振興計画」から、酪農・畜産を主体とする地域の6つの類型は「北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」から各々の代表的な類型を抜粋している。
- 3 組織経営体の構成員家族（主たる従事者を含む。）の報酬・給与等（社会保険料等を除く。）は、農業所得に含まれる。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標（作業中）

第1の2の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者については、指標を例示すると次のとおりである。



第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本道農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営に農用地を利用集積させることが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標
本道農用地面積の95%程度

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本として、「人・農地プラン」に描かれた地域の将来像を実現に向け、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を

積極的に推進する。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、雇用労働の確保やスマート農業の導入による作業効率の向上、労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備、それに伴う換地または交換分合などの農地流動化施策の活用により、農用地の利用の集積・集約化を推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する事項

第4で示す効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を達成するためには、離農者等の農用地を円滑に集積する取組を加速化していくことが必要である。

このため、北海道は、一般社団法人北海道農業会議（以下、北海道農業会議）、北海道農業協同組合中央会、公益財団法人北海道農業公社（以下、「公社」という。）、北海道土地改良事業団体連合会等の関係機関・団体と連携を図りながら、利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業などを柱とした農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

(1) 利用権設定等促進事業に関する事項

利用権設定等促進事業については、「人・農地プラン」に描かれた地域の将来像の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用の集積・集約化を進める。

なお、これらの経営への農用地の利用の集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、必要なその他の農地流動化施策を組み合わせるなど、効果的に取り進めるものとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けることを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。

ただし、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年省令第34号）第18条第2号により市町村、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人が担い手への農地集積を図る目的で農用地等を買入れる事業や利用権の設定等と併せて行う新規就農者向けの研修を行う場合には、農地中間管理機構と調整を図り、地域の実情に応じた適切な役割分担の下に、実施するものとする。

(2) 農用地利用改善事業に関する事項

農用地利用改善事業については、市町村、農業委員会、農協等が連携を図りながら、水田地帯を中心に集落組織などを基本とした地権者の集団として設立されている農用地利用改善団体による合意形成を通じた効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用の集積・集約化を進める活動を促進する。

さらに、担い手が不足している地域においては、関係者の合意のもと、地区内の農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人や集落営農組織としての特定農業団体の設立を推進する。

また、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であ

ると認められる地域においては、地域の実情に応じて、地区内の農用地の受け手を認定農業者及び農地中間管理機構に限る特例農用地利用規程の策定を推進するものとする。

(3) その他の農業経営基盤強化促進事業に関する事項

(1)、(2)の事業のほか、農業経営基盤強化促進法に位置づけられた「委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業」、「農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業」を行う場合には、地域ごとの特性を踏まえて、その地域に適した事業を主体として、重点的かつ効果的に実施する。

(4) 生産基盤の整備との連携

農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化や排水対策などの生産基盤の整備を進め、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用の集積・集約化を一層推進する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公社は、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する次の事業を行う。

① 農地売買等事業

農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

② 農地売渡信託等事業

農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

③ 農地所有適格法人出資育成事業

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し①の農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

④ 研修事業

①の農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

3 青年等の就農促進に関する機関及び団体の相互の連携に関する事項

(1) 青年農業者等育成センター

新たに就農をしようとする青年等及び青年等をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からの青年等の就農に関する相談に応じ、並びに当該者に対し、青年等の就農に関する情報の提供その他の援助を行う拠点（青年農業者等育成センター）として、公社を位置づける。

（２）支援体制の整備

青年等の就農促進に係る効率的な支援体制の整備を図るため、青年農業者等育成センターが中核となりながら、北海道、北海道農業会議、北海道農業協同組合中央会等の関係機関・団体が有機的に連携するとともに、地域においては、市町村、農業委員会、農業協同組合又はこれらの機関及び団体等から構成される機関及び団体のいずれかを地域担い手育成センターとして定め、地域における担い手の育成・確保を総合的に推進する。

（３）関係機関及び団体の役割分担

北海道は、担い手の育成・確保に関する総合的な企画調整を行う。

農業改良普及センターは、認定新規就農者等を指導の重点対象と位置づけ、地域担い手育成センター等と協力しながら、研修期間及び就農後を通して生産技術や経営技術の指導を行うとともに、受入農家への助言及び指導に努める。

農業大学校においては、実践的研修教育を通じ、認定新規就農者等の生産技術や経営技術の習得を支援する。

公社は、担い手対策の中核的な推進主体として関係機関及び団体と密接に連携し、就農の動機づけのための啓発活動、就農希望者への相談、無料職業紹介、就農希望者の研修及び新規就農者の経営安定のための支援、経営資源の継承など総合的な就農支援対策を講じる。また、農地中間管理事業等を活用して、就農希望者に農地の貸付等を行う。

北海道農業会議は、就農希望者の農地取得やあっせんなど農業委員会の活動に対して、助言・支援を行う。

融資機関は、市町村等と密接な連携を取りながら、認定新規就農者等に対し資金情報の提供や資金利用に関する助言・指導に努め、的確かつ円滑な融資を推進する。

（４）北海道認定就農者総合融資制度

認定新規就農者の円滑な就農のためには、青年等就農資金のほか農業近代化資金及び経営体育成強化資金の総合的な利用を図ることが重要であることから、別に定める「北海道認定就農者総合融資制度取扱要領」により、当該資金の貸付機関その他関係機関が連絡調整を行うとともに、事業計画書の審査やこれら資金の借入れから借入後にわたる助言・指導を行う。

（５）認定新規就農者等への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定就農者等の経営発展を図るため、市町村や農業委員会、JA、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体が技術や経営指導等についての指導・助言を行うとともに、青年等就農計画の期間を了する者については、更なる経営向上に向けて農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。